

障 第 1167 号
令和 2 年 3 月 30 日

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染防止について（通知）

このことについて、千葉県の知的障がい者福祉施設で発生した新型コロナウイルスの集団感染については、報道によると、入所者及び職員等に多くの感染者が確認されているところです。

新型コロナウイルスについては、全国的に社会福祉施設を介したクラスター事例が発生している状況にあり、利用者をはじめ、事業所職員、家族等に対する感染防止対策を徹底する必要があります。

新型コロナウイルス感染防止については、厚生労働省から各種通知が発出されているところですが、今般の事案を踏まえ、各事業所においては、新型コロナウイルス感染防止のため、改めて下記の取組を徹底いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずは咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つことが重要であることから、利用者及び職員だけでなく、面会者や委託業者等も含め、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等（令和 2 年 3 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか事務連絡添付資料）を参照の上、感染経路を断つ対策を徹底すること。
- 2 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」とされており、別紙「『密』を避けて外出しましょう！」も踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底いただくこと。
- 3 仮に新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合には、県庁・各保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受けるとともに、指定権者である広域振興局等又は市町村に速やかに報告すること。

【担当】

障がい福祉担当 柳田
電話 019-629-5447
FAX 019-629-5454